かじき突棒漁業の操業制限に関する委員会指示の取扱いについて

1 趣旨

平成28年度から発動してきた「かじき突棒漁業の操業制限(届出制)」に係る岩手海区漁業調整委員会指示は、所期の目的を達成したと判断されることから、<u>令和3年度をもって終了することについて協議</u>するもの。

2 委員会指示を発動した経緯

かじき突棒漁業に関する委員会指示(届出制)は、平成29年度まで委員会指示を発動してきた<u>「まぐろ・かじき流し網漁業(承認制)」と操業海域、操業時期が競合する当該漁業の操業実態(操業規模、漁獲量等)の把握を目的</u>として、平成28年4月から現在まで発動してきているもの。

- (1) <u>まぐろ・かじき流し網漁業</u>については、昭和48年から承認制とする委員会指示を発動してきたもので、この間、平成24年に、当該まぐろ・かじき流し網漁業を営む一部の漁業者から委員会指示の操業条件緩和に係る見直し要望があったもの。
- (2) この要望への対応として、委員会での協議を踏まえた操業条件の見直し(案)をもって、操業海域や操業時期が競合する関係漁業団体の意向を聴取(平成25~26年)したところ、かじき突棒漁業者等関係者から流し網漁業の操業条件緩和に関して否定的な意見が多く、平成26年8月に開催された委員会の協議会において、関係漁業者から理解が得られない状況を踏まえて、当面の見直しは行わないことを決定した。

なお、当該委員会指示の見直しについては、<u>今後も競合する漁業の操業実態の把握</u> に努め、関係漁業者の一定の理解が得られた段階で、改めて検討することとされた。

(3) 上記の経過を受け、法令等による規制がなく(自由漁業)、その漁獲物のほとんどが 県外魚市場に水揚げされている<u>「かじき突棒漁業」の操業実態を把握</u>するため、平成 28 年度から<u>委員会指示(届出制)を発動</u>した。

[参考] まぐろ・かじき流し網漁業(承認制)に係る委員会指示の主な制限内容

内容項目	平成 24 年度時点	見直し(案)
操業承認期間	5月1日~ 8月31日	5月1日~10月15日 ※ただし、総トン数20トン以上の漁船は現行維持
操業禁止区域	距岸 50 海里内	距岸 35 海里内 ※ただし、総トン数 20トン以上の漁船は現行維持

3 漁業制度改正に伴う状況の変化

国際的なマカジキ、サメ類資源の保存管理措置に対応して、「かじき等流し網漁業」が大臣及び知事許可漁業に移行した。

4 今後の取扱い(案)

本県沖合海面でのかじき突棒漁業の操業実態が概ね把握できたこと及びかじき等流し 網漁業が委員会承認漁業から大臣・知事許可漁業に移行したことから、当委員会の<u>かじ</u> き突棒漁業の操業制限に係る委員会指示は、令和3年度の操業をもって終了する。

かじき突棒漁業の制限に関する委員会指示

岩手海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、かじき突棒漁業について、次のとおり制限する。

令和3年2月26日

岩手海区漁業調整委員会 会長 大 井 誠 治

- 1 制限期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 2 操業の届出
 - (1) 岩手県沖合海面において**かじき突棒漁業の操業をしようとする者**は、使用する漁船ごとに**岩手海区漁業調整委員会**(以下「委員会」という。)にかじき突棒漁業操業届出書(様式第1号)により届け出なければならない。
 - (2) (1)による届出は、県内に住所を有する者にあってはその者が所属する漁業協同組合を、県外に住所を有する者にあってはその住所地の都道府県知事を経由して委員会に提出しなければならない。この場合において、当該漁業協同組合はかじき突棒漁業操業届出総括表(様式第2号。以下「総括表」という。)を、当該都道府県知事は総括表及び副申書を添付するものとする。
- 3 届出済証の交付

委員会は、2(1)による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、かじき突棒漁業操業届出書の写しに、岩手海区漁業調整委員会規程(昭和47年岩手海区漁業調整委員会公示第2号)第12条に規定する委員会の公印を押印し、かじき突棒漁業操業届出済証(以下「届出済証」という。)として交付する。

- 4 操業の条件及び制限
 - (1) 届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を漁船に備え付けておかなければならない。
 - (2) 届出済証の交付を受けた者は、令和4年5月31日までに委員会に令和3年度か じき突棒漁業漁獲成績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。
- 5 変更の届出
 - (1) 届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証の記載事項に変更を生じたときは、 遅滞なく、当該届出済証を添えて、委員会にかじき突棒漁業操業変更届出書(様式 第4号)により届け出なければならない。
 - (2) 3及び4は、変更の届出について準用する。この場合において、3中「かじき突棒漁業操業届出済証(以下「届出済証」」とあるのは「かじき突棒漁業操業変更届出済証(以下「変更届出済証」」と、4中「届出済証」とあるのは「変更届出済証」と読み替えるものとする。

様式第1号~第4号 [略]

かじき突棒漁業の操業実態(概要)ー漁獲成績報告書から整理ー

1 届出隻数(平均)

159 隻/年(県内船 83 隻、県外船 76 隻)

単位:隻

	H28	H29	H30	H31·R1	R2	R3	平均
県 内	77	78	79	90	89	86	83
県 外	77	71	73	76	78	80	76
計	154	149	152	166	167	166	159

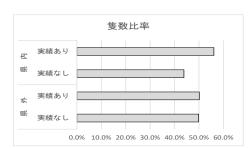


2 実操業隻数(平均)

84 隻/年(県内船 47 隻、県外船 38 隻)

単位:隻

	H28	H29	H30	H31·R1	R2	平均
県 内	44	52	41	52	44	47
県 外	34	40	37	38	39	38
計	78	92	78	90	83	84

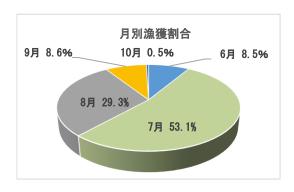


3 漁獲量(平均)

128 t /年 (72~204 t) ※年変動「大」 漁獲 (操業) 時期は6~10 月で、盛漁期は7~8 月 漁獲魚種は「めかじき」が大半 (95%) を占める。

単位:kg

		H28	H29	H30	H31·R1	R2	平均
	6月	21,918	10,229	7,138	11,750	3,881	10,983
	7月	47,804	82,837	125,474	51,942	33,071	68,226
月	8月	24,242	41,150	48,355	47,270	26,889	37,581
別	9月	3,314	9,712	22,119	12,743	7,484	11,074
	10月	1,600	0	902	181	408	618
	計	98,878	143,928	203,988	123,886	71,733	128,483
<u></u> 魚	めかじき	91,984	142,082	202,391	107,951	67,809	122,444
垂	まかじき	6,121	1,523	1,233	14,554	3,695	5,425
別	その他	773	323	364	1,381	229	614
ניני	計	98,878	143,928	203,988	123,886	71,733	128,483





4 魚市場別水揚量(平均)

全体では、「気仙沼」に相当量(86%)が水揚げ。 県内の水揚げは、「宮古」(10%)が主。

単位:kg

	H28	H29	H30	H31·R1	R2	平均
宮古	9,074	18,158	21,607	13,666	4,173	13,336
山田	2,688	2,372	2,976	1,836	1,259	2,226
船越	0	520	0	0	0	104
釜石	4,298	3,696	1,809	383	125	2,062
気仙沼	82,447	119,182	177,596	108,001	66,176	110,680
志津川	371	0	0	0	0	74
計	98,878	143,928	203,988	123,886	71,733	128,483

